

(注)厚生労働省令で定める資格

●職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものに限る)の修了者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者

●学校教育法による大学もしくは高等専門学校(旧専門学校を含む)の卒業者又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期養成課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものを除く)、特定専門課程もしくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練もしくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者

●学校教育法による高等学校(旧中等学校令による中等学校を含む)又は中等教育学校の卒業者(学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む)で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者

●その他の者で、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者

●上記に掲げる者に準ずる者(※)

(以上「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より引用)